

建設事業者の皆様へ

## 地震に伴う点検の緊急要請

本日県内で震度5弱の地震が発生いたしました。そのため、次に該当する作業現場におかれては、直ちに点検をお願いいたします。また、これに限らず現場内の巡視を行い、異常が認められる場合には、直ちに作業中止や復旧の対応を行ってください。

- |    |                       |                 |
|----|-----------------------|-----------------|
| 1  | 土止め支保工の点検             | 労働安全衛生規則第373条   |
| 2  | 明り掘削における地山の点検         | 労働安全衛生規則第358条   |
| 3  | 作業構台の点検               | 労働安全衛生規則第575条の8 |
| 4  | 足場の点検                 | 労働安全衛生規則第567条   |
| 5  | ずい道等の建設における地山の点検      | 労働安全衛生規則第382条   |
| 6  | ずい道等の建設における可燃性ガスの濃度測定 | 労働安全衛生規則第382条の2 |
| 7  | ずい道支保工の点検             | 労働安全衛生規則第396条   |
| 8  | 採石作業前の地山等の点検          | 労働安全衛生規則第401条   |
| 9  | 林業架線設備の点検             | 労働安全衛生規則第511条   |
| 10 | 屋外クレーンの点検             | クレーン等安全規則第37条   |
| 11 | デリックの点検               | クレーン等安全規則第122条  |
| 12 | 屋外エレベータの点検            | クレーン等安全規則第156条  |

仙台労働基準監督署

電話 安全衛生課 022-299-9073